

ブルネイ協定原産地証明書記入要領

原産地証明書は、**英語**で記入すること。

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者(ブルネイに所在し、ブルネイから産品を輸出する者)の名称・住所・国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Number of page /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: 輸入者(日本に産品を輸入する者)の名称・住所・国名</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) 輸送の詳細(手段及び経路)(分かる範囲で) 積出・積替・取卸港、船舶名/フライト番号 遡及発給の場合には、船積みの日(すなわち、B/L又はAir waybillの日付け)を記入</p>	<p>CERTIFICATE OF ORIGIN <u>Issued in Brunei Darussalam</u></p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</p> <p>それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、包装の記号・番号、包装の個数・種類、品名、HS番号(2002年版)</p> <p>産品ごとに6桁レベルでのHS番号を記載。</p> <p>原産地証明書上の品名は、インボイス上の品名と、さらに可能であればHS上の品名とが実質的に一致するものでなければならない。</p> <p>第1605.40号及び第2208.90号については、産品が、特別な品名としての記載(例えば、「えび調製品」や「合成清酒又は料理用酒(みりん)」)が求められる例外的な場合は、そのような特別な品名が記載されなければならない。</p> <p>第4類、第11類、第16類～第20類、第29類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、及びそれらの国名が記載されなければならない。(当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)</p> <p>第50類から第63類の各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた生産又は工程、及びそれらの国名が記載されなければならない。(当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)</p>	<p>5. Preference criterion</p> <p>特惠基準 A、B、Cのいずれかを記入。</p> <p>累積の規定を適用する場合にはA C U、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはD M I、代替性のある産品又は材料の規定を適用する場合にはF G Mを記載。</p>	<p>6. Quantity</p> <p>数量</p> <p>記入は必須。 重量は、グロス/ネットのいずれでも可。</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>○インボイスが、第三国に所在する者であって原産地証明書上の輸出者と別の者が発行する場合 ⇒第8欄に「産品のインボイスは第三国で発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書発給の時点でインボイス番号が不明の場合 ⇒第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付を、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、申告に係るインボイスとともに取引がわかる関係書類を税関に提出。</p>
<p>8. Remarks: 備考</p> <p>原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局が” ISSUED RETROACTIVELY” を記入。 原産地証明書が再発給される場合には、発給当局が、当初の原産地証明書の発給日を記入するとともに” CERTIFIED TRUE COPY” と押印。(番号は当初の原産地証明書と同じ。) 第三国インボイスの場合：第7欄参照</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is _____</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp _____</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p>		

「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年。

ブルネイの発給機関
—ブルネイ外務貿易省

輸出者(又は代理人)による申請。
・日付(証明書申請の日付と同一)
・署名：自署又は署名の形状の印字

輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。
・日付
・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字)
・登録印章の押印